

令和4年度第1回聖籠町男女共同参画計画策定委員会資料

# 男女共同参画について

聖籠町総務課

# 男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)

## 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。  
また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。

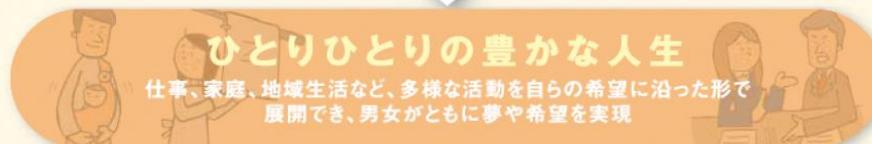


## 国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定</li> <li>●積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む</li> <li>●地域の特性を活かした施策の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている</li> </ul>

## 男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会



## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、**男女平等の実現に向けた様々な取組**が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、**なお一層の努力が必要**とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、**男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題**となっている。

このような状況にかんがみ、**男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要**である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、**将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する**ため、この法律を制定する。

# 男女共同参画社会基本法の体系

## 基本理念

基本法では、男女共同参画社会を実現するための**5本の柱(基本理念)**を掲げています

### 男女の人権の尊重 (第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮する機会を確保する必要があります。

### 社会における制度又は慣行についての配慮 (第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

### 政策等の立案及び決定への共同参画 (第5条)

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

### 家庭生活における活動と他の活動の両立 (第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

### 国際的協調 (第7条)

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

# 男女共同参画社会基本法の体系

## 国・地方公共団体及び国民の役割

### 国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

### 地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策を策定・実施
- 地域の特性を活かした施策の展開

### 国民の責務

- 基本理念に基づく、男女共同参画社会づくりへの協力

## 男女共同参画計画の策定（都道府県、市町村関連）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 **都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画**（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）**を定めなければならない。**

2（略）

3 **市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画**（以下「市町村男女共同参画計画」という。）**を定めるように努めなければならない。**

4（略）

# 男女共同参画について(概略)

## ～策定の意義～

資料提供:新潟県知事政策局政策課男女平等・共同参画推進室  
(令和4年6月7日開催・男女共同参画行政職員基礎研修会資料から抜粋)

# 市町村の男女共同参画計画＜策定の意義＞

出典:「市町村計画策定の手引き」(内閣府男女共同参画局)

19市1町が計画策定  
(R4.4.1現在)

## ■市町村において男女共同参画計画を策定する意義

- ・ **住民の生活に密着した市町村行政においてこそ、地域の特性に応じて具体的に目標を設定し、男女共同参画社会の形成のための取組を主体的に進めていくことが可能となる。**
- ・ **男女共同参画計画を策定することは、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させつつ、地域づくりを進めていくという意思を、庁内外に対して明らかにすることでもある。**
- ・ **男女共同参画社会形成の促進に関する施策は、広範多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難であり、各般の行政領域にまたがる施策を、整合性をもって効果的に推進するためには、計画という手法が効果を持つ。**

# 市町村の男女共同参画計画〈策定の意義〉

## (1) 的確な現状認識

事前に地域の男女共同参画をめぐる実態を的確に把握した上で、住民の意見を計画に反映させていくことが必要。**実態把握を通じて地域の現状を総合的に認識できる。**

## (2) 具体的な目標と実現手段の明確化

施策の実施時期、目標値、実現手段を明確にすることにより、**着実な施策の推進が図られる。住民に対しても、市町村としての取組姿勢や具体的目標、進捗状況が明らかになる。**

## (3) 計画策定を通じた合意形成

関連づけられなかった分野に男女共同参画の視点が当てられる契機となるほか、職員が男女共同参画についての認識を深める機会となり、**庁内で男女共同参画社会の形成促進施策への理解と合意が得られることにつながる。**

また、策定過程に住民が参画することにより、**住民の意識改革にもつながる。**

## (4) 着実な実施の担保

いつまでに何をするのか対外的に明示することにより、担当部局・関係部局はその実現に責任を持つこととなる。進捗状況や事後の達成度も問われ、**取組状況が評価の対象になるとともに、次のステップへの手掛かりにもなる。**

# 女性活躍推進法及び配偶者暴力防止法 に関する法律の概要

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※内閣府資料より抜粋

## 目的等

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ◆女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮すること
- ◆職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ◆女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

## 目的等

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害である。被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要。

◆配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ること

## 基本方針等の策定

- 国は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針を策定。(令和2年3月改正)
- 都道府県は、基本方針に即して基本計画を定めなければならない。新潟県は、平成18年3月「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」を策定。(令和3年3月改定)
- 市町村は、基本方針に即し、かつ都道府県が定める基本計画を勘案して、基本計画を定めるよう努めなければならない(努力義務)。



# 国の 男女共同参画計画（概略）

計画期間：R3～R7



# 第5次男女共同参画基本計画 (説明資料)

## ～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

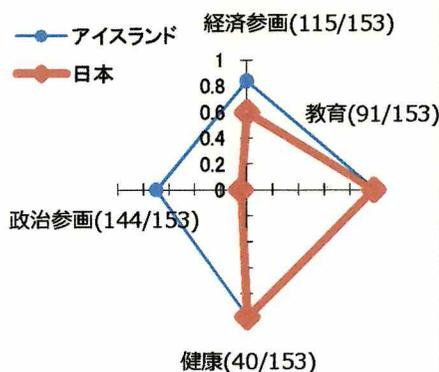
〔令和2年12月25日  
閣議決定〕

### 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

### 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「世界経済フォーラム」(ダボス会議)  
ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位



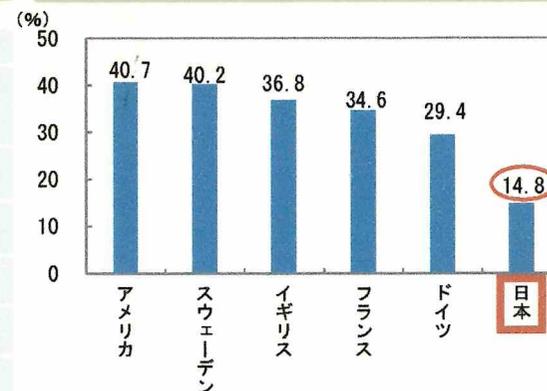
順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
21	イギリス	0.767
53	アメリカ	0.724
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

### 衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クオータ制の状況
フランス	39.5	・ 法的候補者クオータ制 ・ 政党による自発的なクオータ制
イギリス	33.9	・ 政党による自発的なクオータ制
ドイツ	31.2	・ 政党による自発的なクオータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・ 法的候補者クオータ制
日本	9.9	-

(出典) 列国議会同盟(2020年10月時点)  
下院又は一院制議会における女性議員割合。

### 管理的職業従事者に占める女性の割合



(出典) 日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO 'ILOSTAT' (2020年11月時点)。いずれの国も2019年の値。

- ・ 「202030目標」：社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する（2003年に目標設定）
- ・ この目標に向けて、女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたが、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況。
- ・ 国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。

#### <新しい目標>

- ◆ 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- ◆ そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

#### ・ 進捗が遅れている要因

#### 政治分野（有権者の約52%は女性）

- ・ 立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- ・ 人材育成の機会の不足
- ・ 候補者や政治家に対するハラスメント

#### 経済分野

- ・ 管理職・役員へのパイプラインの構築が途上

#### 社会全体

- ・ 固定的な性別役割分担意識

## 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 【ポイント】

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

### （参考）

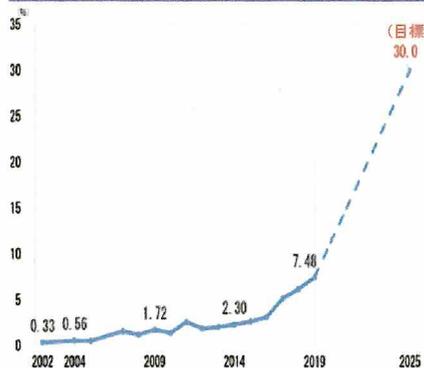
- ・衆議院の女性議員比率 9.9%、参議院の女性議員比率22.9%  
（出典）衆議院HP、参議院HPより内閣府確認
- ・裁判官に占める女性割合 22.6%、女性最高裁判事 15名中2名  
（出典）内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（2020）
- ・国家公務員の各役職段階に占める女性の割合  
指定職相当 4.4%、本省課室長相当職 5.9%  
（出典）内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（2020）

## 第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

### 【ポイント】

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

### （参考）民間企業における男性の育児休業取得率



### （参考）東証一部上場企業役員に占める女性の割合

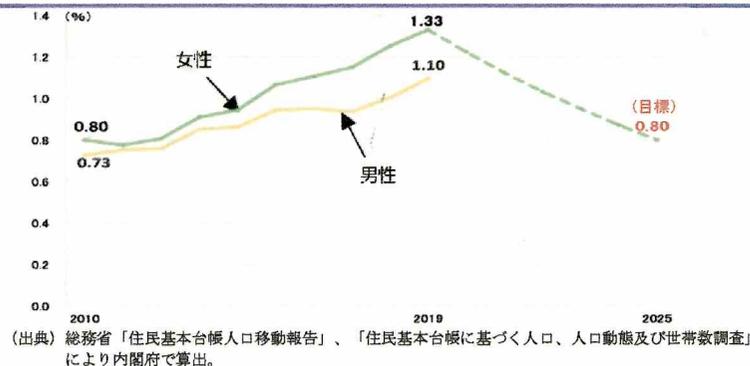


## 第3分野 地域

### 【ポイント】

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

### （参考）地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合



## 第4分野 科学技術・学術

### 【ポイント】

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

### （参考）研究職・技術職に占める女性の割合



### 女性ノーベル賞受賞者数 (自然科学分野)

アメリカ	9名
欧州	10名
その他(※)	4名
日本	0名

※イスラエル、オーストラリア、中国、カナダ

## 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【ポイント】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

（参考）コロナ禍によるDV・性暴力の相談件数の増加

- ・DV：5月、6月は前年同月の1.6倍
- ・性暴力：4～9月は前年同期の1.2倍

## 第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

### 【ポイント】

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

（参考）ひとり親家庭が置かれた状況

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍

母子世帯数（注） 123.2万世帯（ひとり親世帯の約87%）

父子世帯数（注） 18.7万世帯（ひとり親世帯の約13%）

（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

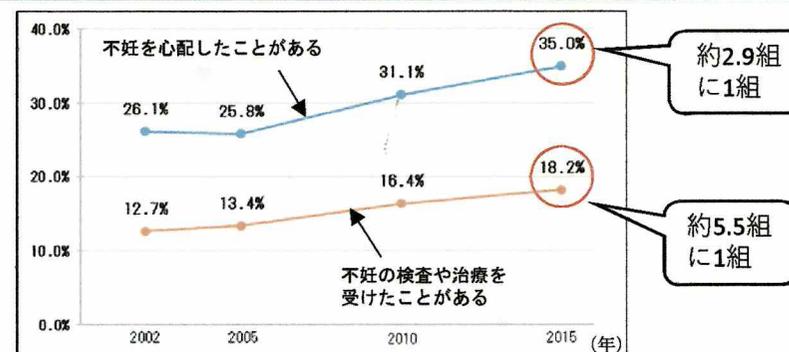
平成28(2016)年	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
<b>就業率</b>	<b>81.8%</b>	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用者のうち			
<b>正規</b>	47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
雇用者のうち			
<b>非正規</b>	<b>52.3%</b>	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
<b>平均年間 就労収入</b>	<b>200万円</b> 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	<b>398万円</b> 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
<b>養育費 受取率</b>	<b>24.3%</b>	3.2%	—

## 第7分野 生涯を通じた健康支援

### 【ポイント】

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

（参考）不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」（各年版）

（注）妻の年齢が50歳未満の初婚どうしの夫婦を対象（回答者は妻）に調査

## 第8分野 防災・復興等

### 【ポイント】

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

（参考）ガイドラインの主な内容

- 避難所の責任者には男女両方を配置する
- プライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- 性暴力・DV防止ポスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する

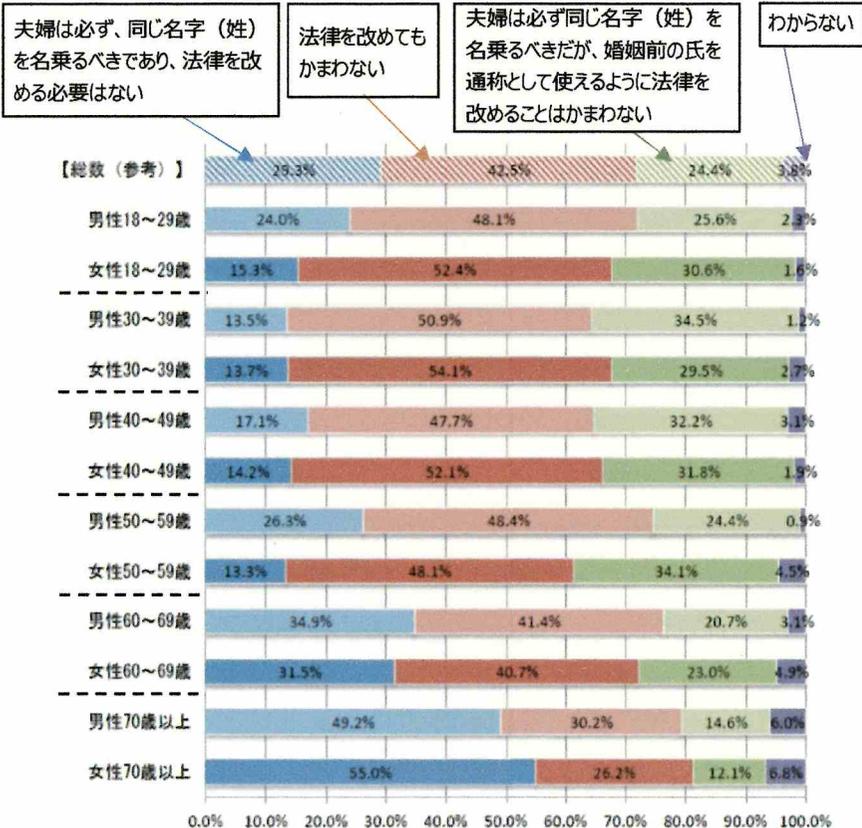
## 第9分野 各種制度等の整備

### 【ポイント】

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

### （参考）選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

（出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」



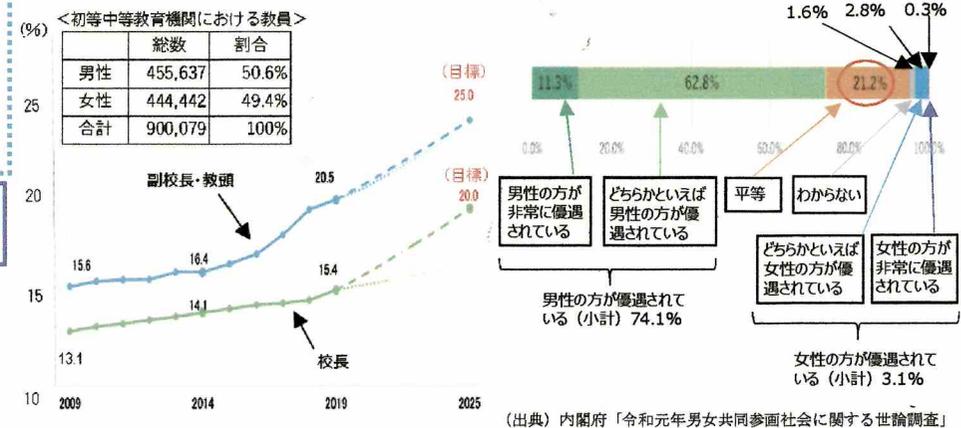
## 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

### 【ポイント】

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

（参考）初等中等教育機関における管理職の割合

（参考）社会全体における男女の地位の平等感



## 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### 【ポイント】

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

## Ⅳ 推進体制の強化

### 【ポイント】

- EBPMの観点を踏まえ、計画中間年（令和5年度目途）における点検・評価を実施
- 男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映
- 地域における男女共同参画センターの機能強化

# 新潟県の 男女共同参画計画（概略）

計画期間：R4～R8

資料提供：新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室



# 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

男女が互いの人権を尊重しながら、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女平等社会の実現に向けて、基本的な考え、県・県民・事業者の責務、県の施策の基本となる事項を定めています。

## 六つの基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行
- 3 政策・方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活とその他の活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際社会の動きと協調

## 県・県民・事業者の責務

県は ……

- 男女平等社会づくりを進めるための施策を総合的に策定・実施します。
- 県民の皆さん、事業者の皆さん、市町村および国と連携して、男女平等社会づくりに取り組みます。

県民は ……

- 職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる場で、積極的に男女平等社会づくりを進めていきましょう。
- 県が実施する男女平等社会づくりへの協力をお願いします。

事業者は ……

- 自らの事業活動の中で、積極的に男女平等社会づくりに努めましょう。
- 県が実施する男女平等社会づくりへの協力をお願いします。

差別的取扱いの禁止等

公衆に表示する情報の留意

## 施策の基本となる事項

- ① 基本的計画の策定と公表
- ② 広報、啓発活動等
- ③ 男女平等意識を育む教育の推進
- ④ 産業分野での男女の能力の発揮、適正な評価のための環境の整備
- ⑤ 市町村との協力、県民等の活動への支援
- ⑥ 県の附属機関委員の男女構成の均衡
- ⑦ 性別による差別的な取扱いなどについての相談、施策に対する苦情への適切な対応
- ⑧ 新潟県男女平等社会推進審議会の設置

# 第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)

## 計画の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現に向け、幅広い分野にわたる施策を、総合的、計画的に推進するための計画

## 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

## 計画の目標

男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて

## ポイント

- 国の第5次男女共同参画基本計画で課題とされている「若い女性の大都市圏への流出」について、当県においても深刻な人口減少の要因の一つと捉え、女性が能力を発揮して働き続ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めるため、「**女性の県内定着、U・Iターンのための環境整備**」を新たな重点目標として加えた。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した女性への深刻な影響(雇用や所得への影響、家事や育児等の負担増、自殺者の増加など)は、平時において男女共同参画が進んでいなかったことが根底にあると指摘されており、**様々な困難を抱える女性に対する支援**を更に進めていくこととした。

# 第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)

## 基本目標Ⅰ

男女平等を推進する  
社会づくり

重点 目 標	1 男女平等意識の浸透
	2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
	3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実
	4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶
	5 生涯を通じた健康づくり
	6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進

## 基本目標Ⅱ

女性が活躍できる  
社会づくり

重点 目 標	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大※
	2 女性の能力の開発・発揮※
	3 女性の県内定着、U・Iターンのための環境整備※
	4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保※
	5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画※

## 基本目標Ⅲ

男女が共に参画し、  
多様な生き方が選択  
できる社会づくり

重点 目 標	1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調査(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする就業環境の充実※
	2 男性にとっての男女共同参画の促進※
	3 子育て環境、介護体制の充実※
	4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備※
	5 地域や防災・災害復旧分野等における男女共同参画

注：※のある  
重点目標には、  
女性活躍推進  
計画に該当す  
る施策を含む

# 第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)

基本目標	重点目標	SDGs			基本目標	重点目標	SDGs		
I 男女平等を推進する社会づくり	1 男女平等意識の浸透				III 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする就業環境の充実			
	2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し					2 男性にとって男女共同参画の促進			
	3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実					3 子育て環境、介護体制の充実			
	4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶					4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備			
	5 生涯を通じた健康づくり					5 地域や防災・災害復興分野における男女共同参画			
	6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進								
II 女性が活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大								
	2 女性の能力の開発・発揮								
	3 女性の県内定着・U・Iターンのための環境整備								
	4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保								
	5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画								

# 男女平等・参画の最近の動き

資料提供：新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室

# 男女平等・共同参画の最近の動き

## 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正について

### 概要

#### 改正の背景

- 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている
- 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要

#### 改正内容

- 政党その他の政治団体の取組の促進
- 国・地方公共団体の施策の強化  
～環境整備、セクハラ・マタハラ等への対応、実態調査、人材の育成等～
- 関係機関の明示
- 国・地方公共団体の責務等の強化

### ◆地方議会議員に占める女性の割合

	議員現員数	うち女性	女性割合
県	52人	6人	11.5%
市区	454人	54人	11.9%
町村	113人	17人	15.0%

出典「女性の政治参画マップ2021」(内閣府)

### ◆地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進に向けた取組事例集(令和3年度)



「女性が力を発揮するこれからの地域防災 ノウハウ・活用事例集」

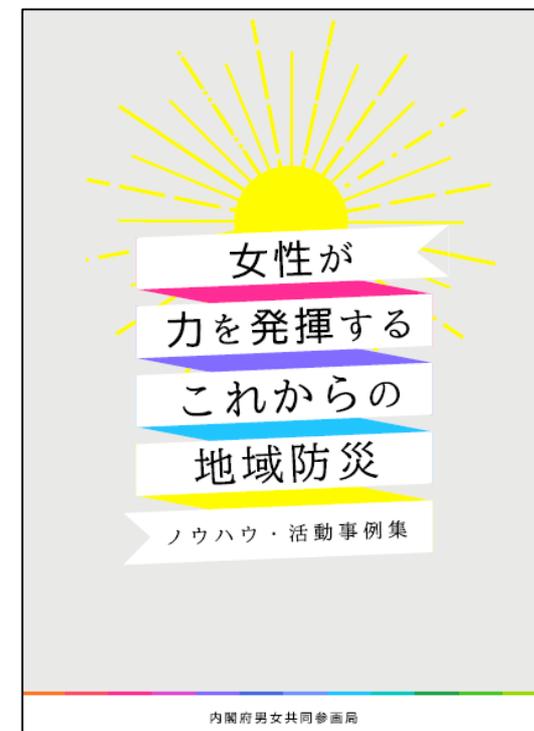
(令和4年3月 内閣府男女共同参画局)

災害対応力を強化する女性の視点  
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～  
(令和2年5月 男女共同参画局)

## 【7つの基本方針】

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- 3 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- 6 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- 7 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

## 事例集



# 男女平等・共同参画の最近の動き

## ◆ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2021年

※世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」

国名	値	総合順位	経済	教育	健康	政治
アイスランド	0.892	1	4	38	127	1
フィンランド	0.861	2	13	1	79	2
ノルウェー	0.849	3	20	33	126	3
ニュージーランド	0.840	4	27	1	106	4
スウェーデン	0.823	5	11	61	133	9
<b>日本</b>	<b>0.656</b>	<b>120</b>	<b>117</b>	<b>92</b>	<b>65</b>	<b>147</b>

### 日本のGGI(2021年 120位/156か国)、分野別

**政治(0.061)147位** (国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年における行政府の長の在任年数の男女比)

**経済(0.604)117位** (労働参加率の男女比、同一労働における賃金の男女格差、管理的職業従事者の男女比)

**健康(0.983)65位** (出生児性比、健康寿命の男女比)

**教育(0.973)92位** (識字率の男女比、初等教育就学率の男女比、中等教育就学率の男女比、高等教育就学率の男女比)